さつま黒潮「きばらん海」枕崎港まつり

8/8(土)・9(日)

8日(土)

- ■金管バンドパレード　午後３時～3時30分
- ■船団パレード　午後３時30分～４時30分
- ■かつお料理無料配布　午後５時～
- ■合わせ御霊入場　午後６時35分
- ■総踊り　午後６時50分～８時20分

9日(日)

- ■大漁みこし　午後２時～４時
- ■漁師なべ　午後５時30分～
- ■かつおのさしみ大試食会　午後６時～
- ■花火大会　午後８時～９時

枕崎市民の心意気

三尺玉大花火

目標金額 300万円

一口 500円

6月19日、市役所に三尺玉のレプリカが設置されました。三尺玉大花火を市民一丸となり打ち上げよう！

● ● ● 募集コーナー ● ● ●

浴衣を無料で着付け

■**日時**　８月９日(日)　午後４時～６時

希望者は７月末までにきばらん海事務局にご予約ください。男女は問いません。着付け直しは予約なしで利用できます。

カッター大会参加チーム

■**日時**　８月９日(日)　午前８時～正午

■**場所**　枕崎港内港

■**申込み**　所定の申込用紙(総合体育館備付け)で７月16日(木)まで

■**問合せ**　保健体育課　TEL72-0170(内線816)

ボランティアスタッフ

一緒に港まつりを支えてくれる方を募集します。

■**日時**　８月８日(土)、９日(日)　両日シフト制

※時間があるときだけでもかまいません。

■**問合せ・申込み**　枕崎青年会議所(担当：立石)

TEL72-9210、FAX72-9231

※受付は、平日の午後１時～４時

問合せ　きばらん海事務局 TEL72-1072

ゴミ０(ゼロ)プロジェクト始動！

今年よりさつま黒潮「きばらん海」枕崎港まつりはごみ０(ゼロ)を目指します。昨年まで会場内に設置されていた、ゴミステーションが「エコステーション」に生まれ変わります。

会場にお越しの際は、ゴミの持ち帰りにご協力をお願いします。

プールオープン情報

■**市営プール**

期間　７月10日(金)～８月20日(木)

時間　午前10時30分～正午／午後１時15分～３時30分／午後４時～６時15分

※７月12日(日)は県民体育大会南薩地区予選大会のため閉鎖

◎**問合せ**　保健体育課　TEL(72)0170　内線816

総合体育館　TEL(72)1116

■**火之神公園プール**

期間　７月18日(土)～８月31日(月)

時間　午前10時～正午／午後１時～７時

◎**問合せ**　水産商工課観光交流係　TEL(72)1111　内線462

■**台場公園海水プール**

期間　７月18日(土)～８月31日(月)

時間　午前10時～正午／午後１時～６時

◎**問合せ**　建設課都市計画係　TEL(72)1111　内線236

介護保険料

介護保険料額が変更

～65歳以上の方(第1号被保険者)

８月からの介護保険料の本賦課にあたり、今後３年間の基準額が変更になります。

介護保険料は、基本的に今後３年間に必要な介護サービス総費用のうち第１号被保険者の負担分を第１号被保険者数で割って決められます。本市では、今後３年間に必要な介護サービス総費用額を約72億１４００万円と見込みました。このうちの第１号被保険者の負担分を第１号被保険者数で割ると、月額５１２９円になりましたが、今まで積み立てた準備基金を１億５００万円取り崩した結果、**平成27年度から29年度までの基準額(月額)は４７２５円**となりました。

●第６期介護保険事業計画期間(平成27～29年度分)の介護保険料(年額)

段階及び調整率	対象者	年額(円) 平成27年４月～	年額(円) 平成29年４月～
第１段階 (基準額×0.45) 平成29年４月～ (基準額×0.30)	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	25,500	17,000
第２段階 (基準額×0.75) 平成29年４月～ (基準額×0.50)	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の方	42,500	28,300
第３段階 (基準額×0.75) 平成29年４月～ (基準額×0.70)	世帯全員が市民税非課税で第１・第２段階以外の方	42,500	39,600
第４段階 (基準額×0.90)	本人が市民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	51,000	51,000
第５段階(基準額段階) (基準額×1.00)	本人が市民税非課税で第４段階以外の方	56,700	56,700
第６段階 (基準額×1.20)	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	68,000	68,000
第７段階 (基準額×1.30)	本人が市民税課税で合計所得金額が190万円未満の方	73,700	73,700
第８段階 (基準額×1.50)	本人が市民税課税で合計所得金額が290万円未満の方	85,000	85,000
第９段階 (基準額×1.70)	本人が市民税課税で合計所得金額が290万円以上の方	96,300	96,300

平成27年８月からの変更のポイント

◎一定額以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が２割に

平成27年８月サービス分から、65歳以上の方で合計所得金額が１６０万円(収入が年金のみの場合は２８０万円)以上の方が負担割合２割の対象となります。しかし、合計所得金額が１６０万円以上であっても、実際の収入が２８０万円に満たないケースや65歳以上の方が２人以上いる世帯で収入が低いケースがあることを考慮し、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で２８０万円、２人以上の世帯で３４６万円未満の場合は１割負担となります。

◎月々の負担の上限(高額介護サービス費の基準)が変わります

高額介護サービス費とは、１カ月に支払った利用者の介護保険適用部分が、一定額を超えた場合に払い戻しがされる制度です。これまで上限３７２００円だった限度額が、特に所得の高い現役並み所得相当の方がいる世帯の方については、上限が４４００円に引き上げられます。具体的には同一世帯に課税所得１４５万円以上の65歳以上の方がいる場合に対象となりますが、次に該当する方は、あらかじめ申請することで上限が３７２００円になります。

- 同一世帯に65歳以上の方が１人いる＝その方の収入が３８３万円未満
- 同一世帯に65歳以上の方が２人以上いる＝それらの方の収入の合計額が５２０万円未満

◎食費・居住費の負担軽減の基準が変わります

介護保険３施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)やショートステイを利用する方の食費・居住費については本人負担が原則ですが、低所得者の方については食費・居住費の負担軽減を行っています。在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性をさらに高めるため、食費・居住費については一定額以上の預貯金等がある方などはご自身で負担いただくよう、基準の見直しを行います。具体的に追加された取り扱いは、次のとおりです。

- 配偶者が市民税を課税されているかどうかを確認し、課税されている場合は、負担軽減の対象外(世帯が同じかどうかは問いません)
- 預貯金等の金額を確認し、配偶者がいる方は合計２０００万円、配偶者がいない方は１０００万円の基準を超える場合は、負担軽減の対象外

◎特養の相部屋(多床室)に入所する市民税課税世帯の方等の部屋代が変わります

これまで相部屋(多床室)の部屋代のうち、光熱水費については入所者の方などが負担していましたが、室料相当の額については介護サービス費の中に含まれており、介護保険からの給付の対象となっていました。しかし一方で、自宅で暮らしている方や個室に入所されている方は、自身で「室料相当」も含めた部屋代を負担していることから、今回の見直しで、相部屋(多床室)の場合についても部屋代の全体を、入所者の方などの自己負担を原則とするものです。具体的な部屋代については、施設と入所者の方などの契約事項となりますので、個別に各施設にお問い合わせください。

■**問合せ**　福祉課高齢者介護保険係　TEL72-11111(内線131)